

公 示

群馬県立女子大学学長の選考について

群馬県立女子大学学長選考に関する施行細則第2条の規定に基づき、群馬県立女子大学学長の選考について、下記のとおり公示する。

記

1 選考の方針

群馬県立女子大学学長選考等に関する規程その他本学関係諸規則の定めるところにより、学長の選考を行う。

(1) 選考の理由

現学長の任期が令和5年9月30日で満了となるため

(2) 学長の資格

人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するもの

(3) 任期

令和5年10月1日から4年間とする。

ただし、再任を妨げず、同一人の任期の上限は通算6年間とする。

2 選考手続きの概要

(1) 選考方法

学長選考会議に推薦された学長候補者に対し、学長選考会議が書類審査及び学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行う。

(2) 学長候補者となれる者

①学長選考会議委員を除く経営審議会委員から、学長選考会議に対して書面で推薦された者

②学長選考会議委員を除く教育研究審議会委員から、学長選考会議に対して書面で推薦された者

③学長選考会議委員を除く大学の常勤教員の5人以上から学長選考会議に書面により推薦された者

(3) 学長候補者推薦にあたっての提出書類

群馬県立女子大学学長選考等に関する施行細則第3条第1項各号に掲げる書類

3 選考日程

(1) 公示 令和5年5月1日(月)

(2) 推薦の受付期間 令和5年5月22日(月)から同年6月12日(月)まで

(3) 書類提出先 群馬県立女子大学事務局 総務企画係

(4) 最終選考 令和5年6月に開催予定の学長選考会議において実施

令和5年5月1日

群馬県立女子大学学長選考会議